

(仮称) 東和小学校校章デザイン募集要領 (案)

1 募集目的

東和地域開校準備委員会において、米谷小学校、錦織小学校及び米川小学校の統合校として令和7年4月1日の開校を予定している「(仮称) 東和小学校」の校章を決定するため、デザインを募集するもの。

2 応募資格

- (1) 登米市東和地域在住者
- (2) 登米市東和地域の小中学校、保育園、認定こども園に通学・通園している児童生徒とその保護者及び勤務している教職員
- (3) 登米市東和地域にゆかりのある方（以前居住していた方、事業所に勤務している方など）

3 募集期間

令和5年7月21日（金）から令和5年8月21日（月）まで

4 応募用紙の配布方法

- (1) 東和地域の小中学校、保育園、認定こども園に通学・通園している児童生徒とその保護者及び勤務している教職員には、各学校等を通じて配布する。
- (2) 一般については、東和地域内には行政区長配布により全世帯に配布し、そのほかに登米市東和総合支所、米谷公民館、錦織公民館、米川公民館には予備の応募用紙を設置する。
また、市公式ホームページでも応募用紙を公開し、Wordファイル及びPDFファイルの両方を掲載する。

5 周知方法

東和地域には、行政区長配布で学校再編だよりとあわせて応募用紙を配布し、同地域以外には市公式ホームページで周知する。

6 応募方法

応募用紙に、校章デザイン、デザインの説明（デザインの意図や込めた思い、何のかたちをもとにしたかなど）、氏名、児童生徒は学校・学年、一般の方は住所と電話番号（採用された場合や補作する場合に連絡をとる必要があるため。）を記入し、次のとおり提出することとする。

また、コンピュータソフトで作成したデザイン図を応募用紙の別紙として提出することを可能とするが、その場合には、デザイン図の余白に住所、氏名を記入し（電子データで提出する場合はファイル名を「校章（応募者の氏名）」とし）、デザイン図以外の必要事項を記入した応募用紙と合わせて提出することとする。

応募は、1人1点までとする。

(1) 児童生徒・保護者・教職員

児童生徒と保護者は、募集期間内に各学校等に提出する。また、教職員分は、各学校等で取りまとめる。(集計は登米市教育委員会)

(2) 一般

登米市東和総合支所、米谷公民館、錦織公民館及び米川公民館に設置した回収箱に投函するか、登米市教育委員会教育部学校再編推進室に郵送(期間内必着)又は電子メールで提出すること。FAXは不可とする。

※ 電子メールで提出する場合

タイトルは「(仮称)東和小学校校章応募」とし、メール本文に氏名と連絡先を記入して、応募用紙を添付することとする。

7 作成上の注意事項

- ① デザインは、応募者自らが創作した未発表のものに限ることとし、作品中に第三者が著作権等の権利を有する著作物等を利用しているものでないこと。
- ② 校章デザインには、東和地域に由来するもの、イメージできるものを取り入れること。
- ③ 校章デザインは、カラー・単色のいずれも可とするが、カラーで作成する場合は、モノクロあるいは単色で使用する場合にイメージが損なわれないよう考慮すること。
- ④ カラーの場合は、6色以内とすること。
- ⑤ グラデーション(ぼかし)・にじみなどの表現や写真は使用しないこと。
- ⑥ 拡大(1メートル四方面程度)・縮小(1.5センチメートル四方面程度)してもイメージが損なわれないよう考慮すること。
- ⑦ コンピュータソフトで作成し、電子データで提出する場合には、ファイル形式をJPEG又はPDFとし、ファイルサイズは5MB以下とすること。

8 応募上の注意事項等

- ① 校章として決定された作品に係る著作権などの一切の権利は、登米市教育委員会に帰属することとし、無償譲渡してもらうこととする。
- ② 応募に係る個人の経費は、応募者の負担とする。
- ③ 応募作品の返却は行わない。
- ④ 応募作品は、色彩の変更を含めた補作・修正を行う場合があることをあらかじめ了承してもらう。
- ⑤ 応募作品の著作権等について、第三者から異議申し立てや苦情などがあつた場合には、応募者の責任と費用負担で対処するものとする。校章として選定された後でも、作品の類似、盗作または募集要領違反が認められた場合には、違反作品による損害についても応募者が対処するものとする。
- ⑥ 応募者の個人情報、目的外使用を禁じ、教育委員会において適切に管理する。

9 決定方法

応募された校章デザインをもとに、東和地域開校準備委員会において決定する。

決定にあたっては、東和地域開校準備委員会の各委員所属団体の意見を踏まえる。

なお、決定にあたっては、複数の案を組み合わせたデザインとすることも可能とし、その場合には応募者の了解を得るものとする。

決定結果は、学校再編日より及び市公式ホームページで公表することとし、決定された作品の応募者にのみ通知する。なお、氏名等の公表にあたっては、応募者（未成年者の場合はその保護者）の承諾を得ることとする。

(仮称)東和小学校校章デザイン募集

令和 7 年 4 月 1 日に開校予定の(仮称)東和小学校の校章デザインを募集します。

新しい小学校への思い、東和地域への思いをイメージしていただき、子どもたちや保護者、地域の皆さんに愛され親しまれる校章となるよう、たくさんのご応募をお願いします。

募集の詳細	
募集期間	令和 5 年 <u>7 月 21 日</u> (金) から令和 5 年 <u>8 月 21 日</u> (月) まで
応募資格	① 登米市東和地域在住者 ② 登米市東和地域の小中学校、保育園、認定こども園に通学・通園している児童生徒とその保護者及び勤務している教職員 ③ 登米市東和地域にゆかりのある方(以前居住していた方、事業所に勤務している方など)
応募方法	裏面の応募用紙に校章デザイン、デザインの説明、氏名、住所・電話番号(小中学校の児童生徒は学校・学年)を記入し、以下の方法で応募してください。 なお、応募は 1人1枚 とさせていただきます。 ① 東和地域の小中学校等に通学・通園する児童生徒、その保護者及び勤務する教職員の方は各学校・園に提出してください。(②の方法でも応募は可能です。) ② ①以外の一般の方は、登米市東和総合支所、米谷公民館、錦織公民館及び米川公民館に設置している回収箱に投函いただくか、登米市教育委員会学校再編推進室に郵送(期間内必着)又は電子メールで提出してください。(FAX不可) ※ 郵送先、電子メールアドレスは、下記の問い合わせ先をご覧ください。 ※ コンピュータソフトで作成したデザイン図を応募用紙の別紙として提出することもできます。その場合には、デザイン図余白に住所・氏名を記入して(データ提出する場合は、ファイル名を「校章(応募者の氏名)」とし)、デザイン図以外の必要事項を記入した応募用紙と合わせて提出してください。 ※ 電子メールで応募する場合、タイトルを「(仮称)東和小学校校章応募」とし、メール本文に氏名と連絡先を記入して、応募用紙等を添付してください。 ※ 応募用紙は、東和総合支所、米谷公民館、錦織公民館及び米川公民館にも置いているほか、登米市公式ホームページからダウンロードできます。
応募上の注意事項	① 校章として決定された作品に係る著作権などの一切の権利は、登米市教育委員会に帰属することとし、無償で譲渡していただくことに同意いただきます。 ② 応募に係る個人の経費は、応募者の負担とします。 ③ 応募作品の返却は行いません。 ④ 応募作品は、色彩の変更を含めた補作・修正を行う場合がありますのであらかじめご了承ください。 ⑤ 応募作品の著作権等について、第三者から異議申し立てや苦情などがあつた場合には、応募者の責任と費用負担で対処するものとします。校章として決定された後でも、作品の類似、盗作または募集要領違反が認められた場合には、違反作品による損害についても応募者が対処するものとします。 ⑥ 個人情報、募集に関する目的以外には使用せず、登米市教育委員会で適切に管理します。
校章の決定方法	応募された校章デザインをもとに、東和地域開校準備委員会で決定します。 なお、決定にあたっては、応募者の方の了解をいただいた上で、複数の案を組み合わせたデザインとする場合もあります。 決定結果は、東和地域学校再編だより及び市公式ホームページで公表し、個別通知はしません。
問い合わせ	登米市教育委員会教育部学校再編推進室 〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場 18 番地 電話：0220-34-2679 電子メール：gakkousaihen@city.tome.miyagi.jp

応募用紙は裏面です。

(仮称) 東和小学校の校章デザイン応募用紙

氏 名		学校・学年 (小中学校児童生徒のみ)	学校 () 学校 学年 () 年生
住所・電話番号 (小中学校児童生徒以外の方)	住 所 〒 電話番号 ()		
校章デザイン		【作成上の注意事項】	
デザインの説明 (デザインの意図や込めた思い、何のかたちをもとにしたかなどをわかりやすく記入してください。)		<p>デザイン作成にあたっては、次の事項に注意してください。</p> <p>① デザインは、応募者自らが創作した未発表のものに限ることとし、作品中に第三者が著作権等の権利を有する著作物等を利用しているものでないこと。</p> <p>② <u>校章デザインには、東和地域に由来するもの、イメージできるものを取り入れること。</u></p> <p>③ 校章デザインは、カラー・単色のいずれも可とするが、カラーで作成する場合は、モノクロあるいは単色で使用する場合にイメージが損なわれないよう考慮すること。</p> <p>④ カラーの場合は、6色以内とすること。</p> <p>⑤ グラデーション(ぼかし)・にじみなどの表現や写真は使用しないこと。</p> <p>⑥ 拡大(1メートル四方程度)・縮小(1.5センチメートル四方程度)してもイメージが損なわれないよう考慮すること。</p> <p>⑦ コンピュータソフトで作成し、電子データで提出する場合には、ファイル形式をJ P E G 又はP D Fとし、ファイルサイズは5MB以下とすること。</p>	

【参考】東和地域内の小中学校の校章

<p>米谷小学校</p>  <p>「柳に雪(風)折れなし」の例えのように柔軟なものは堅く剛いものより、よく堪えることから「人の言葉に逆らわず、健康で粘り強く心のある児童」の育成を目指す。</p>	<p>錦織小学校</p>  <p>外側の部分は、旧嵯峨立小学校の校木「旭松」の松葉を組み合わせて図案化、内側は旧錦織小学校の「錦小」の文字を図案化したもの。</p>
<p>米川小学校</p>  <p>旧米川小学校の「米」と旧鱒淵小学校の竹峯山の「逆さ竹」を融合させ、米川のシンボルである蚕飼山を中央に、若草山と竹峯山を配置した。 山を米川の子供たちに見立て、未来に羽ばたく子供たちを支える竹が、保護者や地区民を表している。</p>	<p>東和中学校</p>  <p>3枚の杉の葉は東和町が林業地であることと3中学校が統合したこと、更に平和と発展を願ったものである。 その上に東和町の「とう」を輪にのせ、中は東和中がゆるぐことなく、生々発展していく希望と覚悟を表したものである。</p>